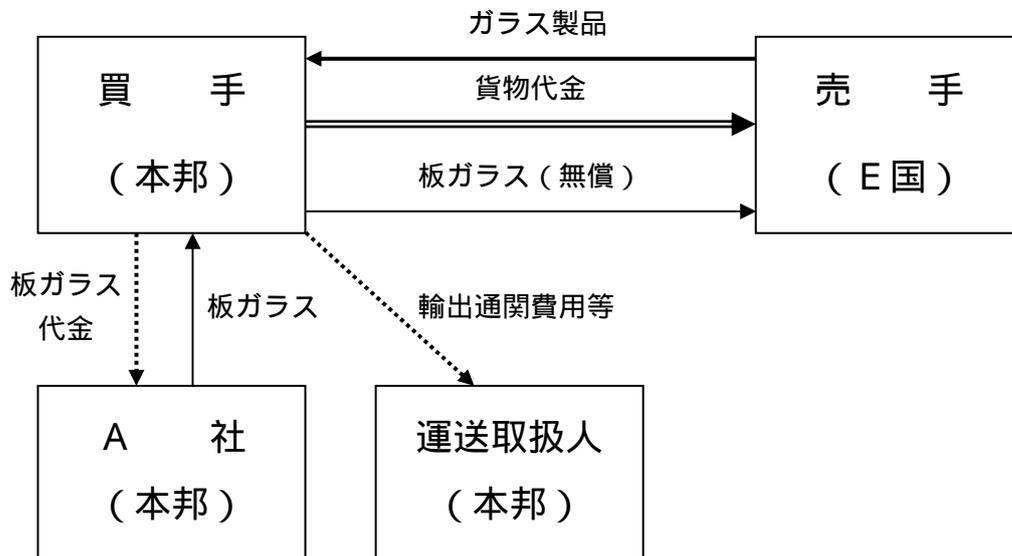


### 5. 輸入貨物の原材料の輸出通関費用等



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、ガラス製品を売手から購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の生産に使用する板ガラスを当社と特殊関係にないA社から購入し、売手に無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、板ガラスの費用のほかに、板ガラスの本邦からの輸出時に当社が負担する輸出通関費用、輸出通関手続のための倉庫保管費用、売手までの運賃や保険料についても、無償提供した板ガラスに要する費用として、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する輸出通関費用等は、無償で提供した板ガラスに要する費用の一部として、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手がその物品を提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担したときには、それらの費用の額を上記の通常要する費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

上記の取引において、貴社が負担する板ガラスに係る輸出通関費用、倉庫保管費用、運賃と保険料は、輸入貨物に組み込まれる板ガラスを提供するために要する費用に該当

することから、現実支払価格に加算する必要があります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)